

国家戦略特区の指定の進め方について

平成 26 年 1 月 30 日
国家戦略特別区域担当大臣 新藤義孝

基本方針に沿って、今後、次のように進めることとしたい。

1 国家戦略としてのテーマ

- 国家戦略特区の指定に当たっては、区域の指定と区域方針を一体で定めることが必要であり、日本経済の再生に資する国家戦略として取り上げるべきテーマについて検討を開始する。なお、複数のテーマを設定することを妨げない。
- テーマ候補としては、
 - (1) 国際的ビジネス拠点
 - (2) 医療等の国際的イノベーション拠点
 - (3) 革新的な農業等の産業の実践拠点等に加え、地方公共団体、民間から提案のあった、エネルギー・環境等のイノベーション拠点等についても、今後検討することとする。

2 特区の類型

- 国家戦略特区については、テーマに即した区域方針に沿って、指定範囲を検討し、区域を決定するものとする。
具体的には、例えば、
 - (1) 原則として、一体となって広域的な圏域を形成する区域を指定する（「比較的広域的な指定」）。
 - (2) 地理的な連担性にとらわれず区域を指定する「バーチャル特区型指定（P）」については、上記のような「比較的広域的な指定」と併せて、これと関連する機関、事業所等の所在する区域を指定することを検討する。
この際、(1)を優先して検討する。

3 指定基準

- 国家戦略特区を指定する政令の立案に当たっては、以下の事項を基準とするものとする。

【指定基準】

- ア) 区域内における経済的社会的効果が大きいこと。
- イ) 全国的な効果を含め当該区域を超えた波及効果が大きいこと。
- ウ) プロジェクトに先進性・革新性等が認められること。
- エ) 区域内の地方公共団体の意欲・実行力が高いこと。
- オ) プロジェクトの実現可能性が高いこと。
- カ) 1に掲げるテーマに応じたインフラや環境が整っていること。

4 特区の指定数

- 国家戦略特区の指定数については、日本再興戦略において定められた「特区の数は国家戦略として必要な範囲に限定する」という趣旨に従い、厳選することとする。
- 当面、先行的に指定する数については、特に絞り込んで指定を行うこととし、その後、追加的に指定することとする。

5 指定の進め方

- 昨年9月に行ったヒアリング等を参考に、WGにおいて、2月初旬から再度ヒアリングを行い、3の指定基準に沿った議論を行うものとする。
- 併せて、地方・民間の提案に加え、国として国家戦略特区内で実施するプロジェクトについて、WGにおいて関係府省庁からヒアリングを行う。
- これらを合わせて、国家戦略特別区域諮問会議に報告し、これを基に1次指定候補地を絞り込み、特区のテーマを決定することとする。

- 国家戦略特区の指定に当たっては、関係地方公共団体の意見を聴くこととされており、意見聴取と並行して区域会議の設置に向けた調整を開始することにより、国家戦略特区の指定後速やかに区域会議を立ち上げることとする。

6 規制・制度改革の追加的措置

- 経済社会情勢が変化していく中、規制改革に終わりではなく、常に、地方公共団体、民間事業者等からの現場のニーズを把握し、必要な規制改革を強力に進めていく。
- 2015年度末までを集中取組期間として、いわゆる「岩盤規制」全般について速やかに具体的な検討を加え、規制・制度改革の突破口を開くこととする。
- 国家戦略特区において予定されている事業が円滑に進められるよう、必要な規制・制度改革を確実に実現していくものとする。
このため、区域会議において、追加的に必要な規制・制度改革について民間事業者等からヒアリングを行うこととする。
- 併せて、WGにおいて、追加的な規制・制度改革について提案の募集を行い、ヒアリングの上関係府省庁との調整を行う。
- 必要な規制・制度改革については速やかに措置することとし、法改正が必要なものについては、できる限り速やかに法的措置を講ずるものとする。

7 構造改革特区制度との連携

- 国家戦略特区に指定されなかった地域における規制・制度改革提案については、国家戦略特別区域法第38条第1項の規定に基づき、構造改革特区の提案とみなして扱うこととされており、WGにおけるヒアリングを基に、構造改革特区法に基づく措置を講ずる。
- 国家戦略特区制度と構造改革特区制度とを合わせて、規制・制度改革の推進を図るものとする。